

発達障害に関する教職員の専門性向上事業（二次公募） 公募要領

1. 事業名

発達障害に関する教職員の専門性向上事業

2. 事業の趣旨

現在、改正障害者基本法等の趣旨を踏まえ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けた取組が進められている。中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。」等の指摘がなされており、これらを受けて、短期には、教職員の研修等の充実、中長期には教職員の専門性向上のための方策の検討等の必要性が言及されている。特に、発達障害については、「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」、「発達障害に関しては、すべての教員が養成段階で学ぶ仕組みづくりが必要である。」等の指摘がなされている。

また、文部科学省において、平成24年に実施した「通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%程度であるという結果となっており、各小中学校において、通常の学級の中でこれらの児童生徒も含めて、学習面又は行動面で困難を有するとされる児童生徒に対する支援を進めていくことが、喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、本事業においては、発達障害に関する教職員の専門性向上のための事業を行う。

3. 事業の内容

下記の項目を実施するものとする。なお、詳細については別紙を参照すること。

発達障害理解推進拠点事業

4. 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。なお、都道府県の規定等により再委託が出来ない等特段の事情がある場合には、個別に初等中等教育局特別支援教育課発達障害企画係へ相談すること。）

- ・市区町村教育委員会

- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・学校法人

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は別途定める事業実施計画書によって代えるものとする。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ一等の判読しやすいもので作成すること。

(2) 提出部数

正本を1部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

(3) 提出方法

書類の提出は、以下の2通りに限る。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の2通りの方法の組合せによる提出は可とする。

① 電子メール

- ・別紙様式「事業実施計画書」をWord、一太郎又はPDFファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「組織名・発達障害専門性向上事業実施計画書」（組織名の例1：北海道教育委員会、例2：北海道、例3：北海道大学）とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、1日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

② 郵送等（郵便、宅急便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

① 電子メール

tokubetu@mext.go.jp

② 郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課発達障害企画係（宛）

TEL:03-5253-4111（内線3254）

(5) 提出締切

平成25年5月31日（金）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等の場合、当日18:00必着

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件あたり標準額 120万円程度
採択件数：5件程度を予定

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会において書類選考を実施する。なお、選考は3に示す内容ごとに行う。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：平成25年5月31日（金）

審査：平成25年6月中旬

契約締結：平成25年6月末

契約期間：原則、契約締結日から平成26年3月31日まで

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

11. その他

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。
また、事業実施にあたっては、契約書を遵守すること。

発達障害理解推進拠点事業

1 趣 旨

特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等については、中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」との指摘がなされている。また、外部人材を活用した学校全体としての専門性の確保、特別支援学級や通級による指導の担当教員の専門性の向上等の必要性についても言及されている。

また、文部科学省において、平成24年に実施した「通常の学級における発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%程度であるという結果となっており、各小中学校において、通常の学級の中でこれらの児童生徒も含めて、学習面又は行動面で困難を有するとされる児童生徒に対する支援を進めていくことが、喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、本事業では、教員一人一人が、発達障害に関する正しい知識を習得し、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を図るとともに、保護者等への十分な理解を得るための取組について、拠点校を設けて実践研究を行う。また、その成果普及のためのセミナー等を開催する。

2 事業の内容及び実施方法

委託を受けた団体等は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の中から実践事業を行う拠点校、理解推進を行う地域（以下、「理解推進地域」という。）を指定する。拠点校においては、理解推進地域において、次の①～③の事業に取り組む。

(1) 事業の内容

① 教職員向け発達障害に関する外部専門家による研修等の実施

- ・すべての教職員が身につけるべき基礎的な知識・技能に関する定期的な校内研修

- ・特別支援学級担当教員、通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー等を対象とした少人数で実施する専門的な校内研修（ケース会議の運営手法、情報・知見の共有方法、特別支援教育コーディネーターの養成等）
 - ・学校教育活動全体を通じた児童生徒への障害者理解を図るための取組
 - ・理解推進地域の学校も対象に入れた特別支援教育コーディネーター等の教職員を対象とした研修の実施によるネットワークの構築 等
- ② 理解推進地域への成果普及等の実施
- ・理解推進地域内の教職員、保護者、地域住民等を対象とした成果普及のためのセミナーの開催
 - ・理解推進地域内における他校での校内研修等における講師や助言者としての参加
- ③ 研修プログラムの体系化
- ・事業全体を俯瞰し、①及び②の取組が効率的、計画的、組織的なものとなるための工夫を図る

（２）実施方法

① 「発達障害専門性向上検討会議」の設置

委託を受けた団体等は、本事業を実施するに当たって、具体的な計画の策定や運営、連絡調整等を行う学校関係者及び運営についての指導・助言、研究結果の分析等を行う有識者等から構成される発達障害専門性向上検討会議を設置する。

② 専門家、経験者の活用

拠点校は、専門的な知見を有する者から発達障害の理解推進を図るために必要な指導・助言を受ける。また、退職した専門性の高い特別支援学級教員、通級指導教室担当教員を講師として研修を実施することが理解推進地域の教育資源の有効活用という視点からも望ましい。

③ 拠点校における事業実施体制の整備および理解推進地域の学校における教職員との連携

拠点校は、事業の実施体制の整備を行うとともに、理解推進地域における研修の実施等のため、理解推進地域の学校における特別支援教育で中心となる教職員（特別支援学級担当教員、通級による指導の担当教員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー等）と十分な連携を図る。

④ 関係機関との連携

拠点校は、特別支援学校等の教育機関や発達障害者支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と可能な限り連携を図る。

例：特別支援学校のセンター的機能の活用

発達障害者支援センターとの連携

⑤ 教職員向け発達障害に関する外部専門家による研修等の受講率

拠点校における教職員は、本事業実施期間中に実施するいずれかの研修に必ず1回以上参加し、発達障害に関する正しい知識を習得することとする。

3 事業の委託期間

本事業は2箇年の事業であるが、委託期間は、委託を受けた日から当該年度の末日までとする。2年目については、事業の実績、予算の状況等を勘案し、1年目の実績及び2年目の事業実施計画書をもとに審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、契約を締結する。

4 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)
- ・「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日付け19文科初第125号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成19年6月27日法律第96号)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律について」(平成19年7月31日付け19文科初第536号文部科学事務次官通知)
- ・「重点施策実施5か年計画～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組～」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)
- ・「特別支援教育の更なる充実に向けて～早期からの教育支援の在り方について～」(審

議の中間とりまとめ)」(平成21年2月12日特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議)

- ・「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議報告」(平成22年3月24日特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議)
- ・「改正障害者基本法」(平成23年8月5日公布・施行)
- ・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日)

(2) 本事業の実施に当たっては、次の資料も参照すること。

- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月文部科学省作成)
- ・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」(平成20年3月 文部科学省・厚生労働省作成)

(3) 本事業の実施に当たっては、下記の事業の成果を踏まえつつ、効果的な事業の実施に努めること。

- ・文部科学省委託事業「特別支援教育体制推進事業」
(平成19年度実施)
- ・文部科学省委託事業「高等学校における発達障害支援モデル事業」
(平成19年度～平成21年度実施)
- ・文部科学省委託事業「発達障害早期総合支援モデル事業」
(平成19年度～平成21年度実施)
- ・文部科学省委託事業「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」
(平成20・21年度実施)
- ・文部科学省委託事業「発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業」
(平成21年度実施)
- ・文部科学省委託事業「民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業」
 - ・発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の研究支援(平成22年度実施)
 - ・発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究(平成23・24年度実施)
- ・文部科学省委託事業「特別支援教育総合推進事業」
 - ・特別支援教育体制整備の推進(平成22・23年度)
 - ・高等学校における発達障害のある生徒への支援(平成22・23年度)
 - ・早期からの教育相談・支援体制構築事業(平成24年度)
 - ・高等学校等における発達障害のある生徒へのキャリア教育の充実(平成24年度)

- (4) 本事業により、研修やイベントなどを開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。